

鎌ヶ谷市重度障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱

制定 平成8年7月1日告示第59号

改正 平成8年11月1日告示第94号 平成9年3月3日告示第14号

平成9年10月22日告示第83号 平成10年7月23日告示第67号

平成12年4月1日告示第28号 平成12年12月13日告示第86号

平成13年3月29日告示第23号 平成14年3月19日告示第12号

平成16年5月31日告示第58号 平成16年7月28日告示第72号

平成19年3月30日告示第33号 平成22年1月19日告示第10号

平成26年3月31日告示第27号 平成27年3月23日告示第16号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児（以下「障がい者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）の給付又は貸与及びその取付工事に要する費用（以下「取付工事費」という。）を助成すること（以下「給付等」という。）により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者、種目及び基準価格等)

第2条 用具の給付等の対象者は、次の各号のいずれかに該当する障がい者等であつて、障がい者等の区分に応じ、別表第1から別表第4までの種目欄に掲げる用具の区分ごとに対象者欄に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 市内に住所を有する者（法第19条第3項に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）への入所者で、当該特定施設への入所前に有した居住地が本市以外の市区町村であつたものを除く。）

(2) 特定施設への入所者で、当該特定施設への入所前に有した居住地が本市であつたもの

2 給付等の対象となる用具及び基準額は、別表第1から別表第4までの種目欄に掲げる用具及び基準額欄に掲げる額とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けることができると認められる場合は、この要綱による給付等の対象としない。
- 4 用具の給付等に際し取付工事を要する種目については、1件につき6万円を限度とし、取付工事費の助成を行うものとする。
- 5 点字図書の給付については、市長が別に定める。

（申請）

第3条 用具の給付等を受けようとする者は、日常生活用具給付等申請書（別記第1号様式又は別記第1号様式の2）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請をする場合において、難病患者等（法第4条第1項に定める治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの及び児童福祉法第4条第2項に定める治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。以下同じ。）が特定疾患医療受給者証の交付を受けていないときは、医師の証明を受けた診断書（別記第1号様式の3）を添えるものとする。

（調査）

第4条 市長は、前条の申請を受理したときは、必要な調査等を行い、調査書（別記第2号様式）を作成するものとする。

（決定）

第5条 市長は、前条の調査により、給付等の可否を決定したときは、日常生活用具給付等決定（却下）通知書（別記第3号様式又は別記第3号様式の2）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により用具の給付及び取付工事費の助成を決定したときは日常生活用具給付券（別記第4号様式又は別記第4号様式の2。以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

（用具の給付）

第6条 前条第1項の規定により用具の給付及び取付工事費の助成の決定を受けた者は、

用具納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

（用具の貸与）

第7条 第5条第1項の規定により用具の貸与の決定を受けた者は、日常生活用具貸借契約書（別記第5号様式）により市長と貸借契約を締結するとともに、業者に給付券を提出して用具の貸与を受けるものとする。

（費用の負担）

第8条 用具の給付を受けた者は、当該用具の購入に要する費用の一部を業者に支払わなければならない。ただし、ストマ用装具及び紙おむつについては、無償とする。

2 前項の規定により負担すべき額（以下「自己負担額」という。）は、法第76条に定める補装具の例により算定した額とする。

3 用具の購入に要する費用に別表第1から別表第4までに定める当該用具の基準額を超える額があるときは、当該基準額を超える額については給付等の対象としない。

4 用具の貸与は、無償とする。

（費用の請求）

第9条 業者は、給付券を添えて、用具の基準額から自己負担額を控除した額を、市長に請求するものとする。

（再給付の制限）

第10条 用具の給付等を受けた者は、すでに給付等を受けた用具と同一の種目の用具について、再び給付等を受けることができない。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。

（1） 給付等を受けた用具が故障した場合であって、当該用具の修理をすることができないことにより、当該用具の使用が困難となったとき。

（2） 給付等を受けた用具が故障した場合であって、当該用具を修理して使用することと比較して、新たに用具を購入して使用することが合理的であると認められるとき。

（3） 用具の給付等を受けた日から起算して別表第1から別表第4までに定める当該用具の耐用年数を経過し、かつ、新たな用具が操作機能の向上等の理由から使用効果が高いと認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、居宅生活動作補助用具の給付は、原則として1回限りとし、再給付はしないものとする。

(費用及び用具の返還)

第11条 用具の給付等を受けた者が、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供したときは、市長は、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は用具を返還させることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成8年11月1日告示第94号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成9年3月3日告示第14号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成9年10月22日告示第83号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成10年7月23日告示第67号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日告示第28号)

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月13日告示第86号)

この告示は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年3月29日告示第23号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月19日告示第12号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年5月31日告示第58号)

この告示は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 7 月 28 日告示第 72 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鎌ヶ谷市重度身体障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定によるパーソナルコンピュータの給付は、改正前の重度身体障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりワードプロセッサの給付を受け、給付日から 6 年に満たない者は、原則として再給付の対象としない。

3 新要綱の規定による視覚障がい者用ポータブルレコーダーの給付は、旧要綱の規定により視覚障害者テープレコーダーの給付を受け、給付日から 2 年に満たない者は、再給付の対象としない。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日告示第 33 号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

（鎌ヶ谷市ストマ用装具助成事業実施要綱の廃止）

2 鎌ヶ谷市ストマ用装具助成事業実施要綱の廃止（平成 10 年鎌ヶ谷市告示第 68 号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この告示の適用前に行われた日常生活用具の給付に対する改正前の鎌ヶ谷市重度身体障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱の規定及びストマ用装具の助成に対する廃止前の鎌ヶ谷市ストマ用装具助成事業実施要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 1 月 19 日告示第 10 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日告示第 27 号）

（施行期日等）

1 この告示は、公示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(鎌ケ谷市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の廃止)

2 鎌ケ谷市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成9年鎌ケ谷市告示第35号）は、廃止する。

(経過措置)

3 改正後の鎌ケ谷市重度障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、平成25年4月1日以後に行う日常生活用具の給付及び貸与並びにその取り付け工事に要する費用の助成（以下「給付等」という。）について適用し、同日前の給付等については、なお従前の例による。

(鎌ケ谷市点字図書給付事業実施要綱の一部改正)

4 鎌ケ谷市点字図書給付事業実施要綱（平成8年鎌ケ谷市告示第60号）の一部を次のように改正する。

第1条中「鎌ケ谷市重度障がい者日常生活用具給付事業実施要綱」を「鎌ケ谷市重度障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱」に改める。

附 則（平成27年3月23日告示第16号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

重度身体障がい者

種目	対象者	用具の性能	耐用年数	基準額	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹の機能障がいの程度が2級以上の者で18歳以上のもの	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
	特殊マット	下肢又は体幹の機能障がいの程度が1級の者（常時介護を要する者に限る。）で18歳以上のもの	褥瘡（じょくそう）の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円
		下肢又は体幹の機能障がいの程度が2級以上の者で原則として3歳以上18歳未満のもの	失禁等による汚染又は損耗を防止するためのマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	5年	19,600円
	特殊尿器	下肢又は体幹の機能障がいの程度が1級の者（常時介護を要する者に限る。）で原則として学齢児童以上のもの	尿が自動的に吸引されるもので対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹の機能障がいの程度が2級以上の者（入浴に当たって、家族その他介助者の介助を要する者に限る。）で原則として3歳以上のもの	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
	体位変換器	下肢又は体幹の機能障がいの程度が2級以上の者（下着交換等に当たって、家族その他介助者の介助を要する者に限る。）で原則として学齢児童以上のもの	介助者が対象者の体位を変換させるに当たり、容易に使用し得るもの	5年	15,000円
	移動用リフト	下肢又は体幹の機能障がいの程度が2級	介助者が対象者を移動させるに当た	4年	159,000円

		以上の者で原則として3歳以上のもの	り、容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）		
	訓練いす	下肢又は体幹の機能障がい程度が2級以上の者で原則として3歳以上18歳未満のもの	原則として附属のテーブルを有するもの	5年	33,100円
	訓練用ベッド	下肢又は体幹の機能障がい程度が2級以上の者で原則として学齢児童以上18歳未満のもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200円
自立支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹に機能障がい者を有する者（入浴に介助を必要とする者に限る。）で原則として3歳以上のもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助することができるもので、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8年	90,000円
	便器	下肢又は体幹の機能障がい程度が2級以上の者で原則として学齢児童以上のもの	対象者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8年	9,850円 （手すりのないもの にあつては、4,450円）
	頭部保護帽	下肢、体幹機能、平衡機能に障がいがあると認定された者でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	12,160円
	つえ（T字又は棒状のもの）	平衡機能又は下肢若しくは体幹の機能障がい程度が2級以上の者	材質が木材（十分な強度を有するものに限る。）又は軽金属であるもの	3年	木材 2,200円 軽金属 3,000円
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹の機能に障がい者を有する者（家庭内の移動等において介助を必要とする者に限る。）で	おおむね次に掲げる性能を有する手すり、スロープ等（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8年	60,000円

	原則として3歳以上のもの	(1) 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの		
特殊便器	上肢障がいの程度が2級以上の者(訓練を行っても自らの排便後の処理が困難な者に限る。)で原則として学齢児童以上のもの	足踏ペダルで温水温風を出すことができるもの(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年	151,200円
火災警報器	障がいの程度が2級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外に警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円
自動消火器	障がいの程度が2級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円
電磁調理器	視覚障がいの程度が2級以上の者(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。)で18歳以上のもの	対象者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がいの程度が2級以上の者で原則として学齢児童以上のもの	対象者が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
聴覚障がい者用屋内	聴覚障がいの程度が2級以上の者(聴覚障がい者のみの世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円

	信号装置	及びこれに準ずる世帯に属する者で日常生活上必要と認められるものに限る。)で18歳以上のもの			
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい程度の程度が3級以上の者(自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者に限る。)で原則として3歳以上のもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円
	ネブライザー	呼吸器機能障がい程度の程度が3級以上である者又は同程度の身体障がい有する者(ネブライザーが必要であると認められるものに限る。)で、原則として学齢児童以上のもの	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい程度の程度が3級以上である者又は同程度の身体障がい有する者(電気式たん吸引器が必要であると認められる者に限る。)で原則として学齢児童以上のもの	対象者が容易に使用し得るもの	5年	56,400円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者で18歳以上のもの	対象者が容易に使用し得るもの	10年	17,000円
	視覚障がい者用体温計(音声式)	視覚障がい程度の程度が2級以上の者(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。)で原則として学齢児童以上のもの	対象者が容易に使用し得るもの	5年	9,000円
	視覚障がい者用体重計	視覚障がい程度の程度が2級以上の者(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。)で18歳以上のもの	対象者が容易に使用し得るもの	5年	18,000円

	視覚障がい者用血圧計（音声式）	視覚障がいの程度が2級以上の者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）で18歳以上のもの	対象者が容易に使用し得るもの	5年	15,000円
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能に障がいをする者又は肢体不自由であって発声・発語に著しい障がいをする者で原則として学齢児童以上のもの	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	5年	98,800円
	情報・通信支援用具	上肢障がいの程度が2級以上の者又は視覚障がいの程度が2級以上の者	上肢障がいにあつてはインテリキー、ジョイスティックその他情報・通信の支援ができるもの 視覚障がいにあつては画面拡大ソフト、画面音声化ソフトその他情報・通信の支援ができるもの	5年	100,000円
	地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障がいの程度が2級以上の者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	地上デジタル放送による緊急警報放送及び緊急地震速報を受信できる機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	5年	29,000円
	点字ディスプレイ	視覚障がいの程度が2級以上及び聴覚障がいの程度が2級の重度の重複障がい者で18歳以上のもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年	383,500円
	点字器	視覚障がいの程度が2級以上の者で原則として学齢児童以上のもの	標準型 32マス18行両面書で真鍮板製又はプラスチック製のもの 携帯型 32マス4行片面書でアルミニウム製又はプラスチック製	標準型7年 携帯型5年	標準型 真鍮板製 10,400円 プラスチック製 6,600円 携帯型 アルミニウム製 7,200円 プラスチック製 1,650円

点字タイプライター	視覚障がい（程度が2級以上の者（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	対象者が容易に使用し得るもの	5年	63,100円
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい（程度が2級以上の者で学齢児童以上のもの	次に掲げる性能を有するもの (1) 音声等により操作の内容が知覚又は認識できること。 (2) DAISY方式による録音ができること。（再生専用機を除く。） (3) DAISY方式により記録された図書の再生ができること。 (4) 対象者が容易に使用し得ること。	6年	85,000円 （再生専用機にあつては、35,000円）
視覚障がい者用活字読上げ装置	視覚障がい（程度が2級以上の者で原則として学齢児童以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの	6年	99,800円
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がいを有する者（本装置により文字等を読むことが可能になる者に限る。）で原則として学齢児童以上のもの	画像入力装置を印刷物等の上に置くことにより、拡大された画像、文字等を容易にモニターに映し出すことができるもの	8年	198,000円
視覚障がい者用時計（触読式時計又は音声式時計	視覚障がい（程度が2級以上の者で18歳以上のもの（音声式時計の対象者は、手指の触覚に障がいがある等の理由により触読式時計の使用	対象者が容易に使用し得るもの	10年	触読式時計 10,300円 音声式時計 13,300円

計)	が困難な者に限る。)			
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい者を有する者又は発声・発語に著しい障がい者を有する者（コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者に限る。）で原則として学齢児童以上のもの	一般の電話に接続することができ、音声に代わり、文字等により通信が可能な機器であつて、対象者が容易に使用できるもの	5年	71,000円
聴覚障がい者用情報受信装置（単体のもの）	聴覚障がい者を有する者で本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの	6年	88,900円
人工喉頭	喉頭摘出により音声・言語機能を喪失した者	<p>笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの</p> <p>電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの</p>	<p>笛式 4年</p> <p>電動式 5年</p>	<p>笛式 5,000円</p> <p>電動式 70,100円</p>
福祉電話（貸与）	前年分所得税非課税世帯に属する聴覚障がい者を有する者又は外出が困難な身体障がい者を有する者（原則として障がいの程度が2級以上の者に限る。）であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められるもの及	対象者が容易に使用し得るもの		

		びファックス被貸与者（障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）で18歳以上のもの			
	ファックス（貸与）	前年分所得税非課税世帯に属する聴覚又は音声機能若しくは言語機能の障がいの程度が3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められるもの（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）で18歳以上のもの	対象者が容易に使用し得るもの		
排泄管理 支援用具	ストマ用装具	ストマ造設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋（収尿袋はキャップ付であるもの）		蓄便袋 8,600円 蓄尿袋 11,300円
	紙おむつ	次のいずれかに該当し、医師が必要と認めた3歳以上の者 (1) ストマの著しい変形又はストマ周辺の皮膚の著しいびらんのため、ストマ用装具を装着できない者 (2) 先天性疾患に起因する神経障がい（二分脊椎等）による高度の排便機能障がい又は排尿機能障がいのある者 (3) 脳性麻痺等の脳原性運動機能障がい1級である者（3歳以前に	対象者が容易に使用し得るもの		紙おむつ 12,000円

		発現した非進行性脳病変による者に限る。)で、排便又は排尿の意思表示が困難なもの			
収尿器	高度の排尿機能障がい有する者	男子用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を有するものでラテックス製又はゴム製であるもの	1年	普通型 7,700円 簡易型 5,700円	
		女子用 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの又はポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管を有するもの	1年	普通型 8,500円 簡易型 5,900円	
居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹の機能障がいの程度が3級以上の者(特殊便器への取替えをする場合にあっては上肢障がい者が2級以上の者)で原則として学齢児童以上のもの	対象者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模の住宅改修を伴うもの		200,000円	

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による脳原性運動機能障がいの場合、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取扱うものとする。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計及び聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。
- 3 対象者の欄中に規定する障がいの等級は、この表において、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)に規定する身体障害者障害程度等級表をいう。

別表第2(第2条関係)

重度知的障がい者

種目	対象者	用具の性能	耐用年数	基準額
----	-----	-------	------	-----

介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	特殊マ ット	療育手帳の交付を受けた者（障がいの程度が㊤、Aの1又はAの2と認定された者に限る。）	失禁等による汚染又は損耗を防止するためのマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	5年	19,600円
	自立 生活	頭部保 護帽	療育手帳の交付を受けた者（障がいの程度が㊤、Aの1又はAの2と認定された者に限る。）でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	3年	12,160円
	支 援 用 具	特殊便 器	療育手帳の交付を受けた者（障がいの程度が㊤、Aの1又はAの2と認定された者で訓練を行っても自らの排便後の処理が困難なものに限る。）で、原則として学齢児童以上のもの	8年	151,200円
		火災警 報器	療育手帳の交付を受けた者（障がいの程度が㊤、Aの1又はAの2と認定された者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。）	8年	15,500円
		自動消 火器	療育手帳の交付を受けた者（障がいの程度が㊤、Aの1又はAの2と認定された者で火災発生の感知及び避難が著しく困	8年	28,700円

		難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。)			
	電磁調理器	療育手帳の交付を受けた者(障がいの程度が㊤、Aの1又はAの2と認定された者に限る。)で18歳以上のもの	対象者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円

別表第3 (第2条関係)

重度精神障がい者

種目		対象者	用具の性能	耐用年数	基準額
自立生活	頭部保護帽	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(障がいの程度が1級と認定された者に限る。)でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	12,160円
支援用具	火災警報器	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(障がいの程度が1級と認定された者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外に警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円
	自動消火器	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(障がいの程度が1級と認定された者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円

別表第4 (第2条関係)

難病患者等

種目	対象者	用具の性能	耐用年数	基準額	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
	特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡（じょくそう）の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円
	特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
	体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が対象者の体位を交換させるに当たり、容易に使用し得るもの	5年	15,000円
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障がいをもつ者	介助者が対象者を移動させるに当たり、容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	4年	159,000円
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障がいをもつ者	腕又は脚の訓練のできる器具を備えたもの	8年	159,200円
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	8年	90,000円
	便器	常時介護を要する者	対象者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	8年	9,850円 (手すりのないものにあつては、4,450円)
	移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次に掲げる性能を有する手すり、スロープ等	8年	60,000円

具			(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。) (1) 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの		
	特殊便器	上肢の機能に障がい を有する者	足踏ペダルにて温水温風を出すことができるもの(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年	151,200円
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円
在宅療養等支援用具	ネブライザー	呼吸器機能に障がいを有する者	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいを有する者	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	56,400円
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	5年	157,500円
	居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障がいを有する者	対象者の移動を円滑にする用具で設置に小規模の住宅改修を伴うもの		200,000円

第1号様式（第3条関係）

日常生活用具給付等申請書						年 月 日	
鎌ヶ谷市長様			申請者 住所 氏名 (対象者との続柄)				
下記により日常生活用具（取付工事費助成）の給付（貸与）を申請します。							
対象者	氏名						
	住所			電話番号			
手帳番号		第 号		年 月 日交付			
障がい名 難病等疾患名		障がい程度		施設入所 希望	有・無		
世帯 の 状 況	氏名	続柄	職業	備考（対象者に対する介護の状況等）			

給付（貸与）を希望する理由							
現在の住居 の状況	住宅	1 自宅 2 借家 (貸主の承諾済・ 否)		浴槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便器	1 和式 2 洋式
現在の介護 の状況	入浴	1 介助が必要 2 清拭のみ 3 入浴清拭していない 4 自分でできる	排便	1 介助が必要 2 便器（携帯用） 使用 3 自分でできる	移動	1 車椅子使用 2 一部介助 3 全介助 4 自分でできる	
用具の名称（居宅生活 動作補助用具の場合は 下欄に記入）				希望する型 式規模等			
特に希望する事項							
取付工事	有・無	概算額	円		助成申請額	円	
改修工事	有・無	改修を行う住宅の住所					
改修 工事 内容	1 手すりの取付け 2 床段差の解消 3 床材の変更 4 扉の取替え 5 便器の取替え 6 その他		居宅生活動作補助用具内容		過去の改修工事給付		
			1 便器 2 手すり 3 スロープ 4 その他	1 無 2 有 年 月 日 内容			

添付書類 見積書・改修工事の場合は工事図面

市民税課税台帳等確認同意書	
鎌ヶ谷市長様	
日常生活用具の給付等の申請にあたり、対象者及びその世帯員の市民税課税状況について、課税台帳等で調査確認されることについて同意いたします。	
年 月 日	氏名 ㊟

第1号様式の2 (第3条関係)

日常生活用具給付等申請書 (ストマ用装具、紙おむつ)

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

申請者

住 所

氏 名

(対象者との続柄)

下記により日常生活用具 (ストマ用装具、紙おむつ) の給付を申請します。

対象者	住 所			
	氏 名		電話番号	
手 帳 番 号	第 番 号		年 月 日交付	
障がい名 (該当に○)	1 直腸機能障がい 2 膀胱機能障がい 3 脳原性運動機能障がい	障がい程度 (等 級)	級	
給付を受けたい品目 (該当に○)		1 蓄便袋 2 蓄尿袋 3 紙おむつ		
給付を受けたい期間		年 月～ 年 月分		
希望する業者名	名 称			
	所在地			

第1号様式の3（第3条関係）

診 断 書

患者氏名		男・女	生年月日	年 月 日
患者住所				
疾患名				
症 状	(日常生活用具を必要とする身体の状況等)			
在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか否か。 (当面、在宅での療養が可能であると判断できるか。)				

以上のとおり診断します。

年 月 日

医療機関名

医療機関所在地

担当医師 氏名

印

第2号様式（第4条関係）

調 査 書

申請書受理番号 年月日		第 年 月 日		申請者氏名		対象者続柄		
対象者	氏名	男・女		生年月日	年 月 日 (歳)			
	住所							
	手帳番号	障がい名 難病等疾患名		障がい程度				
世帯員の状況	氏名	年齢	対象者の続柄	課 税 状 況			備 考	
				当該年度分 市民税年税額	当該年度分 県民税年税額	合計年税額		
世帯区分	1 被保護世帯 2 市民税非課税世帯で本人の収入80万円以下 3 市民税非課税世帯で2以外の者 4 市民税課税世帯							
住まいの状況	1 自家 2 借家 (貸主承諾済・否)		給付後の介護の状況	1 自力で入浴（排便）できるようになる 2 給付しても他人の介助が必要 3 給付しても入浴（排便）できない 4 その 他 ()				
施設入所申請	1 有 2 無							
給付（貸与）の必要	有・無		給付（貸与）する（しない）理由					
給付（貸与）する用具（型式規模等）			予定価格	円	利用者負担額	円	公費負担予定額	円
取付工事費助成の必要の有無	1 有 2 無		助成する（しない）理由					
取付工事の内容					工事概算額	円	助成額	円
住宅改修費給付の必要の有無	1 有 2 無		給付する（しない）理由					
住宅改修工事の内容								
居宅生活動作補助用具給付内容			予定価格	円	利用者負担額	円	公費負担予定額	円
その他特記事項								
年 月 日		調 査 員			職 名		氏 名	

第3号様式（第5条関係）

日常生活用具給付等決定（却下）通知書

年 月 日

様

鎌ケ谷市長

印

年 月 日付けで申請のありました日常生活用具の給付等につきましては、次のとおり決定（却下）しましたので通知します。

給付番号	第 号	給付決定年月日	年 月 日
給付する用具名（含む形式規模等）	納入業者名		
	納入業者の住所 電話		
価 格	円	利用者負担額	円
		公費負担額	円
取付工事費	円	利用者負担額	円
		助成額	円
住宅改修の内容及び給付する居宅生活動作補助用具	納入業者名		
	納入業者の住所 電話		
価 格	円	利用者負担額	円
		公費負担額	円
貸与番号	第 号	貸与決定年月日	年 月 日
貸与する用具名（含む型式規模等）			公費負担額 円
次の理由により却下します。	1 用具の給付 2 取付工事費助成 3 住宅改修費	理由	
注 意 事 項	<p>1 用具は、対象者又はこれを扶養する者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものですから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払って下さい。</p> <p>2 給付又は貸与された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供したりすることは、固く禁じられていますので、違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。</p>		

不服の申立て等

この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、鎌ケ谷市長に対して異議申立てをすることができます。決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日から6か月以内に、鎌ケ谷市を被告として（訴訟において市を代表する者は鎌ケ谷市長となります。）、提起することができます。（なお、決定の通知を受けた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内に提起しなければなりません。

第3号様式の2（第5条関係）

日常生活用具給付等決定（却下）通知書（ストマ用装具、紙おむつ）

年 月 日

様

鎌ヶ谷市長

印

年 月 日付けで申請のありました日常生活用具（ストマ用装具、紙おむつ）につきましては、次のとおり決定（却下）したので通知します。

給付番号	第 号、 号、 号	給付決定年月日	年 月 日	
利用者名		生 年 月 日	年 月 日	
居住地				
給付品目	1 蓄便袋 2 蓄尿袋 3 紙おむつ			
給付期間	年 月～ 年 月分			
給付月額	給付月数	給付総額	本人負担額	公費負担額
円	6 月	円	0 円	円
業者名	所在地		(電話)	
次の理由により却下します。	理由			
注意事項	給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換したりすることは、固く禁じられていますので、違反した場合には、費用の全部または一部を返還してもらうことがあります。			

不服の申立て等

この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、鎌ヶ谷市長に対して異議申立てをすることができます。決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日から6か月以内に、鎌ヶ谷市を被告として（訴訟において市を代表する者は鎌ヶ谷市長となります。）、提起することができます。（なお、決定の通知を受けた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内に提起しなければなりません。

第4号様式（第5条関係）

日常生活用具給付券				
1 給付番号	第	号	2 給付券発行年月	年 月 日
3 対象者氏名			4 生 年 月 日	年 月 日（歳）
5 居住地				
6 給付する用具名（型式規模等）	7 価 格	8 利用者負担額	9 公 費 負 担 額	
	円	円	円	
10 取付工事費助成を受ける工事名	11 費 用	12 利用者負担額	13 助 成 額	
	円	円	円	
14 住宅改修工事の内容及び給付する居宅生活動作補助用具名	15 価 格	16 利用者負担額	17 公 費 負 担 額	
	円	円	円	
18 貸与する用具名（型式、規模等）	19 価 格		20 公 費 負 担 額	
	円		円	
21 業 者 名	22 業者の住所		(電話)	
23 この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限	年 月 日	業者の公費支払請求期限	年 月 日
上記のとおり決定する。				
年 月 日		鎌ヶ谷市長		印
24 業者の納付した日又は工事完了の日	25 利用者から受領した額	26 受領業者名及び年月日		
年 月 日	円	年 月 日		
27 用具受領者又は工事完了確認者 氏名印			28 対象者との続柄	
29 その他特記事項				

（注）本表は1～23までは市長が、24～26は業者が、27、28は受領者（確認者）が記入すること。

第4号様式の2（第5条関係）

日常生活用具給付券（ストマ用装具、紙おむつ）

給付番号	第	号	給付券発行年月日	年	月	日
利用者名			生年月日	年	月	日
居住地						
給付品目			1 蓄便袋	2 蓄尿袋	3 紙おむつ	
給付期間			年	月	～	年 月分
給付月額	給付月数	給付総額	本人負担額	公費負担額		
円 月	2	円	0 円	円		
業者名			所在地	(電話)		
この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限	日	年 月	業者の公費支払請求期限	日	年 月
上記のとおり決定します。						
鎌ヶ谷市長 印						
年 月 日						

受領	受領年月日	受領者氏名	本人との関係
	年 月 日		
印			

第5号様式（第7条関係）

日常生活用具貸借契約書

鎌ケ谷市重度障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱第7条の規定により、日常生活用具の貸借について鎌ケ谷市長を甲とし、借受者 を乙として、次の約定により契約を締結する。

第1条 甲が乙に貸与する用具は、次のとおりとする。

用 具 名	数 量
	台

第2条 乙は善良な管理者の注意をもって、貸与された用具を維持管理するものとし、当該用具を他の目的に使用し、転貸し、又は担保に供してはならない。

第3条 乙は、用具の全部又は一部を損傷し、又は滅失した場合は、直ちに甲にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

第4条 貸与期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 貸与期間が満了する日までに市長が貸与取消しの決定を行わないときは、1年間貸与期間を延長するものとし、その後においても同様とする。

第5条 貸与は無償とするが、貸与用具の利用によって生じる費用及び第3条の損傷又は滅失の場合の修理に関する費用は乙の負担とする。

第6条 乙は、用具を必要としなくなったときは、速やかに甲に返還を申し出なければならない。

第7条 乙は、日常生活用具給付等申請書に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに甲にその旨を報告し、指示に従わなければならない。

第8条 甲は、乙が用具を必要としなくなったとき又は前各条に違反したと認められるときは、用具の返還を命ずることができる。

本契約を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲

鎌ケ谷市長

印

乙 住所
氏名

印